

【平成26年度】長南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	8,794	4,581,547	187,892	1,018,211	22.22	23.05

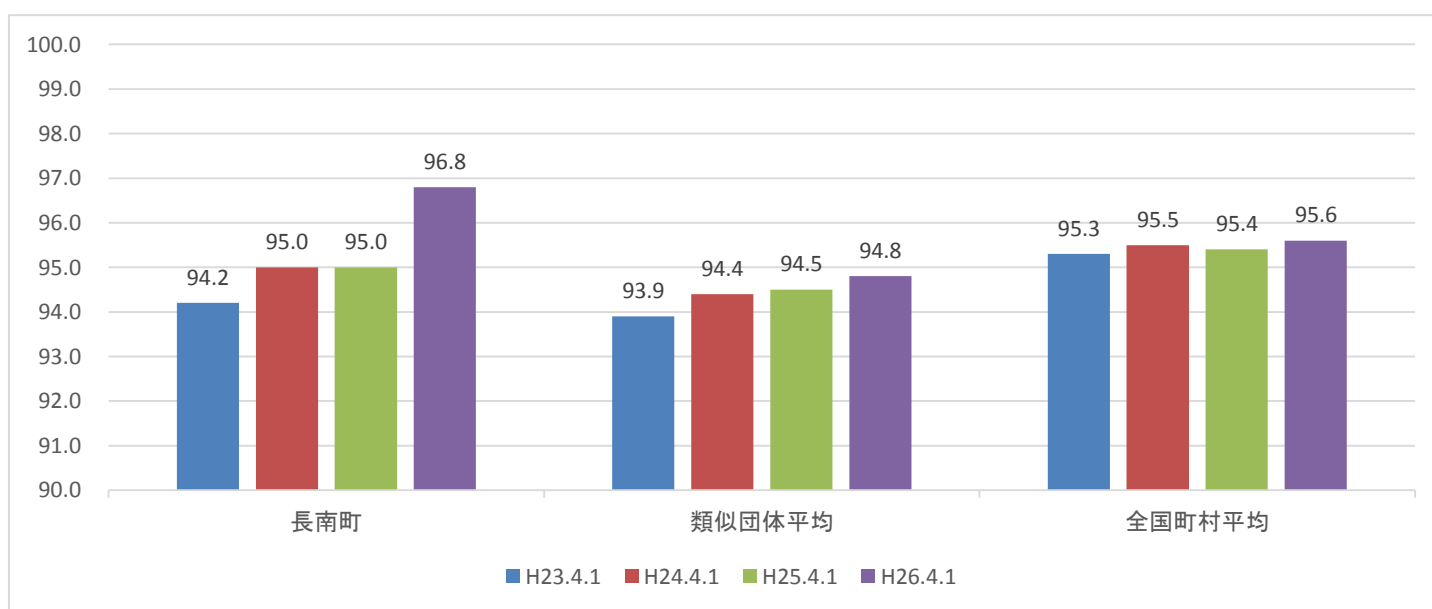
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	111	412,893	55,220	137,664	605,777	5,457	5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
 4 職員数には、特別職（町長、副町長）・教育長及び長生郡市広域市町村圏組合への派遣者を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由と改善の見込みについて

該 当 理 由：①初任給の水準を見直し、調整を図った。
 改善の見込み：ラスパイレス指数を引き上げている職員構成帯の退職をもって改善される

(4) 給与改定の状況

①一般行政職

区分	人事委員会の勧告				給与改定率		(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)			
26年度	円 386,949	円 385,981	968 円 0.25%	% 0.25	0.25	%	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数		(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)			
26年度	月 4.12	月 3.95	月 0.17	月 0.15	4.10	月	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[~~実施~~ 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容)
 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%、最大4%の引き下げの実施。
 若年層は引き下げを行わず、高齢層について引き下げの実施。
 激変緩和の為、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(言及補償)の実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しの実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 無
 (実施時期) 国基準における場合、長南町の支給割合ともに支給なし。

③その他の見直し内容

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長南町	41.9 歳	304,700 円	353,023 円	329,940 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長南町	49.4 歳	7 人	239,600 円	259,800 円	251,914 円	—	—	—	—
うち用務員	50.8 歳	4 人	245,500 円	275,950 円	267,050 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.38
うち調理員	47.7 歳	3 人	231,867 円	238,433 円	231,867 円	調理士	44.0 歳	295,600 円	0.81
千葉県	52.4 歳	559 人	322,163 円	376,511 円	355,842 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(D)	民間(D)	C/D
長南町	— 円	— 円	— %
うち用務員	4,274,000 円	2,747,000 円	155.6 %
うち調理員	4,566,296 円	4,006,500 円	114.0 %

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23～25年の3か年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致している者ではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出し

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	長南町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	172,200 円
	高校卒	141,800 円	146,200 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

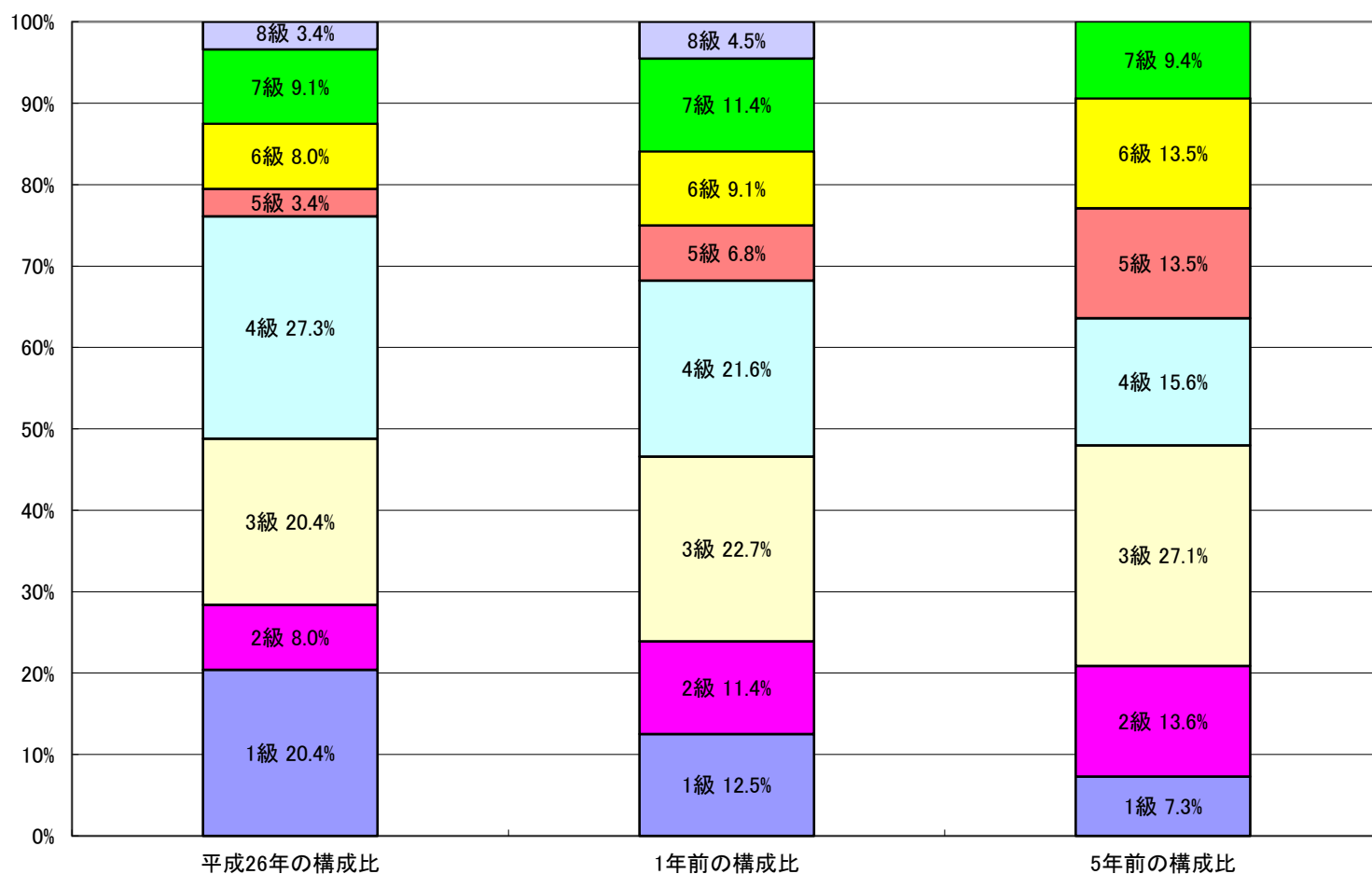
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	233,780 円	284,256 円	327,400 円
	高校卒	— 円	251,800 円	303,700 円
技能労務職	高校卒	202,000 円	242,400 円	254,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	18人	20.4%
2級	主事・技師	7人	8.0%
3級	主任主事・主任技師	18人	20.4%
4級	副主査	24人	27.3%
5級	主査	3人	3.4%
6級	副主幹	7人	8.0%
7級	室長・主幹	8人	9.1%
8級	課長	3人	3.4%

- (注) 1 長南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 職員数には、長生郡市広域市町村圏組合への派遣者を含まない。



(注) 平成18年度から平成21年度は、7級制

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価の結果を昇給へ反映するよう試行中。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 南 町	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,193 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,539 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

長 南 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 23,690 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(注) 地域手当の支給に関しては、条例上は支給することとしているが、現在特例条項を設け支給していない。

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	366 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	73,200 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	3.8 %		
手当の種類(手当数)	5件		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症処理手当	担当課職員	感染症従事者に対する手当	作業1回につき 600円
危険作業手当	担当課職員	危険作業従事者に対する手当	作業1時間につき 300円
行旅病人及び死亡者取扱手当	担当課職員	旅行中の病人や死亡者を扱う際の手当	取扱1件につき 病人の場合600円 死亡人の場合 1,000円
保安責任者従事手当	担当課職員	ガス主任者に対する手当	甲種 月額 20,000円 乙種 月額 10,000円
処理要員手当	担当課職員	事故等に対応するための待機者に対する手当	月額 6,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	15,893 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	345 千円
支給実績(平成24年度決算)	11,922 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	118 千円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者…13,000円 配偶者のいない者の1人目…11,000円 その他…6,500円 特定期間の加算…5,000円	同じ	同じ	11,232 千円	197,053 円
住居手当	職員の居住する借家 …11,000円～27,000円 自宅…1,000円(新築・購入した場合は5 年を経過するまでは2,500円)	異	自宅支給用件 国…制度なし	5,268 千円	138,618 円
通勤手当	通勤距離片道2km以上 2,000円～	異	使用距離区分	8,376 千円	72,203 円
管理職手当	課長・局長・室長・主幹…66,500円 副主幹…33,250円	—	—	9,996 千円	384,452 円
宿日直手当	一般の宿日直…4,200円	同じ	同じ	6,577 千円	73,200 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	788,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 355,000 円
	副町長	639,000円	675,000 円 / 304,500 円
報酬	議長	284,000円	360,000 円 / 205,000 円
	副議長	237,000円	320,000 円 / 164,900 円
	議員	213,000円	300,000 円 / 145,500 円
期末手当	町長 副町長	(平成25年度支給割合) 3.95 月分	
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 3.95 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	在職月 在職月数×35/100	13,238,400円 任期毎
	副町長	方式 在職月数×25/100	7,668,000円 任期毎
	備考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

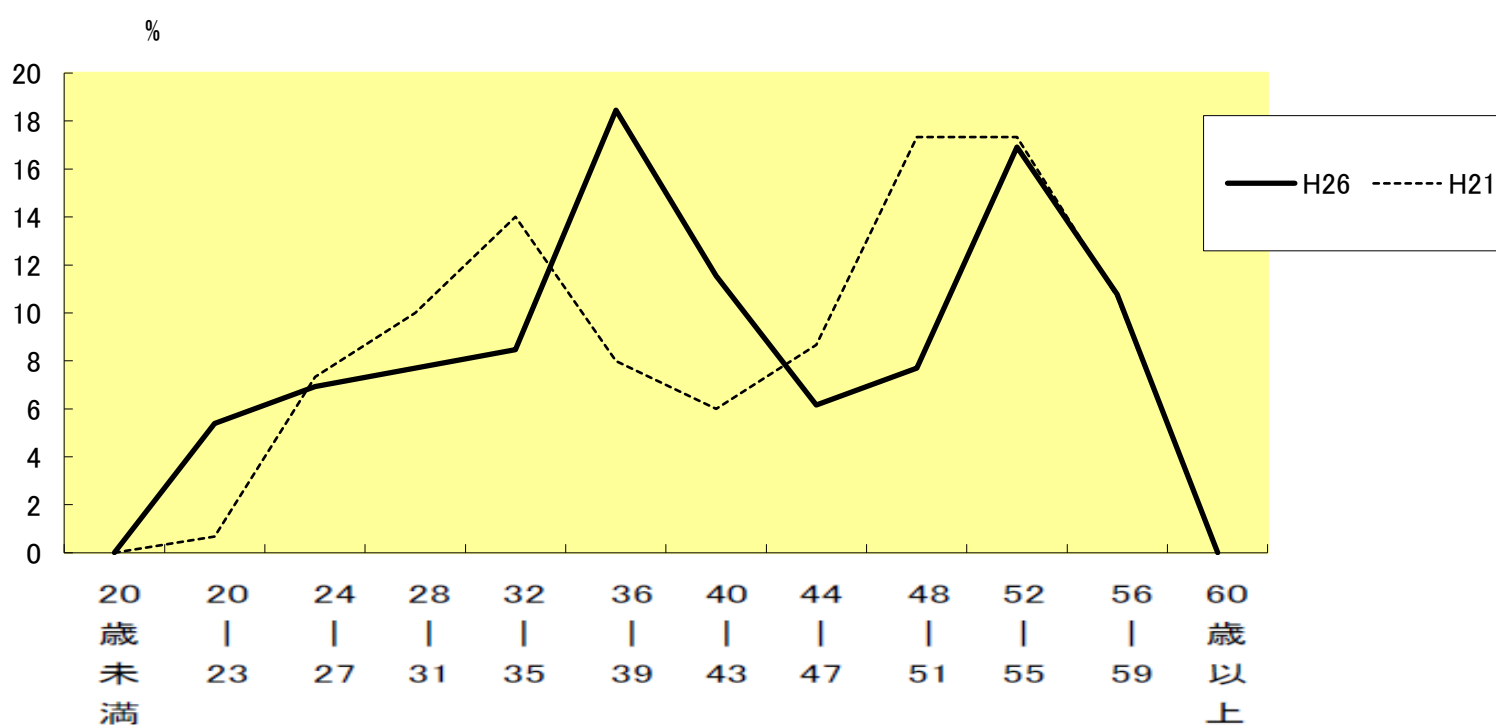
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		
		総 務	26	27	1	職員配置見直しのため
		税 務	7	6	▲ 1	職員配置見直しのため
		農林水産	8	10	2	職員配置見直しのため
		商 工	1	1		
		土 木	7	7		
		民 生	27	26	▲ 1	被災地派遣による減
		衛 生	10	9	▲ 1	笠森霊園事業非常勤職員対応による減
	計	88	88		<参考> 人口1万人当たり職員数 100.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.01 人)	
	教育部門	22	23	1	職員配置見直しのため	
	消防部門	—	—	—		
小 計	110	111	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)		
公会 営計 企業 等	下水道	1	1			
	その他	19	18	▲ 1	ガス事業退職不補充による減	
	小 計	20	19	▲ 1		
合 計		130 [160]	130 [160]	[0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.83 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	8 人	13 人	12 人	10 人	25 人	8 人	11 人	11 人	19 人	13 人	0 人	130 人

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		
一般行政	96	97	90	90	88	88	▲ 8 (▲ 8.3)	
教育	26	24	24	22	22	23	▲ 3 (▲ 11.5)	
普通会計	122	121	114	112	110	111	▲ 11 (▲ 9.0)	
公営企業等会計	22	19	18	20	20	19	▲ 3 (▲ 13.6)	
総合計	144	140	132	132	130	130	▲ 14 (▲ 9.7)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

長南町の人事行政運営等の状況について

『長南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例』に基づき、公務員の能率的かつ適正な運営を推進するため、町職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉等の人事行政の運営の状況などについてお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員数(平成26年4月1日現在)

区分	町長事務部局	教育委員会事務部局	議会事務部局	農業委員会事務部局	合計	備考
H25.4.1現在職員数	104人	22人	2人	2人	130人	
H26.4.1現在職員数	103人	23人	2人	2人	130人	

(2) 採用・退職者数について(平成25年度)

区分	採用者数	退職者数
人数	7	9

(注) 退職者数には、他団体への任期満了により復帰した職員数も含む。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況について(平成26年4月1日現在)

開始時刻	終了時刻	休憩
8:30	17:15	12:00～ 13:00

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況について(平成25年度)

降任	免職	休職	降給
—	—	5人	—

(注) 地方公務員制度実態調査に準じ、同一の職員が複数回にわたって処分に付された場合は重複して計上している。

(2) 職員の懲戒処分の状況について(平成25年度)

戒告	減給	停職	免職	訓告等
—	—	—	—	—

4 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の状況について(平成25年度)

平均使用日数	消化率
6.5	17.0%

(2) 育児休業及び部分休業の状況について（平成25年度）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	
		うち両休業 取得者数	
男性職員	—	—	—
女性職員	3	—	1
計	3	—	1

5 職員の研修の状況

職員研修実施状況

長生郡市広域市町村圏組合による職階級別研修、千葉県自治研修センターによる専門研修を中心に実施しています。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（平成25年度）

区 分		受診者数
定期健康診断	結核検診	121人
	成人病予防検査	114人

(2) 公務災害補償等（平成25年度）

区分	認定件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

7 千葉県市町村公平委員会からの業務の状況報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求に係る事項

該当する案件はなかった。

(2) 不利益処分に関する不服申立てに関する事項

該当する案件はなかった。